

十 その他

改 正 後	改 正 前
<p>(決算締切日)</p> <p>2-6-1 .....</p> <p>(注) <b>法第二編第一章第一節第五款第一目から第四目までの</b>.....当 該計算の基礎となる日とすることに相当の理由があると認められるとき は、<u>同様とする。</u></p>	<p>(決算締切日)</p> <p>2-6-1 .....</p> <p>(注) <b>法第二編第一章第五款の</b>.....当該計算の基礎となる日とする ことに相当の理由があると認められるときは同様とする。</p>

十一 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算)</p> <p>3-1-4 .....<b>法第23条第3項</b>.....</p> <p>(<u>新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判 定</u>)</p> <p>3-1-5 <b>新株予約権付社債に係る新株予約権を行使して株式を取得した場 合における法第23条第3項</b>.....当該行使のあった日によらない で、<b>新株予約権付社債を取得した日</b>..... ..... .....「当該末日後2月以内」に<b>新株予約権付社債につき新株予約 権の行使があった場合における当該行使に係る株式等の取得の時期</b>..... .....</p>	<p>(旧株と新株とがある場合の短期所有株式等の数の計算)</p> <p>3-1-4 .....<b>法第23条第2項</b>.....</p> <p>(<u>転換社債を転換した場合の短期所有株式等の判定</u>)</p> <p>3-1-5 <b>転換社債を株式に転換した場合における法第23条第2項</b>..... .....<b>株式に転換した日によらないで、転換社債を取得した日</b>..... ..... ..... .....「当該末日後2月以内」に<b>転換社債につき転換があった場合 における当該転換に係る株式等の取得の時期</b>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p> <p>(受益証券の銘柄)</p> <p>3-1-6 法第23条第3項.....</p> <p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p>3-1-7 証券取引法第156条の24第1項.....</p> <p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3-1-7の2 .....</p> <p>..... 2-1-27《利益の配当等の帰属の時期》の.....</p> <p>(以下3-1-7の4までにおいて..... 2-1-27の.....</p> <p>.....</p> <p>(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)</p>	<p>(新株引受権付社債に係る新株引受権を行使した場合等の短期所有株式等の判定)</p> <p>3-1-6 3-1-5は、新株引受権付社債に係る新株引受権を行使して株式を取得した場合における法第23条第2項《短期所有株式等の配当等の益金算入》の規定の適用について準用する。</p> <p>(注) 措置法第67条の5第1項《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》に規定する特定株式投資信託の信託財産に属する株式を同項に規定する特定株式投資信託の受益証券との交換により取得した場合には、当該株式の取得の日は、当該特定株式投資信託の受益証券の取得の日ではなく、当該株式を交換により取得した日となることに留意する。</p> <p>(受益証券の銘柄)</p> <p>3-1-7 法第23条第2項.....</p> <p>(信用取引に係る配当落調整額)</p> <p>3-1-7の2 証券取引法第156条の3第1項.....</p> <p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3-1-7の3 .....</p> <p>..... 2-1-27の..... (以下3-1-7の5までにおいて..... 2-1-27《利益の配当等の帰属の時期》の.....</p> <p>.....</p> <p>(保有期間が6月に満たない特定株式等に係る配当等)</p>

3-1-7の3 .....関係法人株式等に係る配当等（以下3-1-7の4までにおいて「関係法人株式等に係る配当等」という。）.....  
 ...令第22条の2第1項及び第2項《関係法人株式等の範囲等》.....  
 ...すべてが関係法人株式等に.....

（配当等の支払義務確定日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定）

3-1-7の4 .....  
 .....関係法人株式等に係る配当等.....支払義務確定日  
において当該法人の有する株式等.....  
配当等が法第23条第1項《受取配当等の益金不算入》に規定する連結法人株式等に係る配当等に該当するかどうかについても、同様とする。

（その他資本剰余金の処分による配当）

3-1-7の5 法人が受ける利益の配当が、商法第289条第2項《法定準備金の取崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第23条《受取配当等の益金不算入》の規定の適用があることに留意する。

3-1-7の4 .....特定株式等に係る配当等（以下3-1-7の5までにおいて「特定株式等に係る配当等」という。）.....令第22条の2第1項及び第2項《特定株式等の範囲等》.....すべてが特定株式等に.....

（配当等の支払義務確定日が2以上ある場合の特定株式等の判定）

3-1-7の5 .....  
 .....特定株式等に係る配当等.....支払義務確定日において有する株式等.....

（新設）

十二 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
（支払利子の範囲） 3-2-1 <u>法第23条第4項</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....	（支払利子の範囲） 3-2-1 <u>法第23条第3項</u> ..... (1) ..... (2) ..... (3) .....

改 正 後	改 正 前
(4) .....	(4) .....
(5) .....	(5) .....
(6) .....	(6) .....
(7) .....	(7) .....
(利子税又は延滞金)	(利子税又は延滞金)
3 - 2 - 2 ..... <u>法第23条第4項</u> .....	3 - 2 - 2 ..... <u>法第23条第3項</u> .....
(割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額)	(割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額)
3 - 2 - 3 .....	3 - 2 - 3 .....
..... <u>法第23条第4項</u> .....	..... <u>法第23条第3項</u> .....
(売上割引料)	(売上割引料)
3 - 2 - 3の2 .....	3 - 2 - 3の2 .....
..... <u>法第23条第4項</u> .....	..... <u>法第23条第3項</u> .....
(輸入決済手形借入金利息)	(輸入決済手形借入金利息)
3 - 2 - 4 .....	3 - 2 - 4 .....
..... <u>法第23条第4項</u> .....	..... <u>法第23条第3項</u> .....
(原価に算入した負債の利子)	(原価に算入した負債の利子)
3 - 2 - 4の2 .....	3 - 2 - 4の2 .....
..... <u>法第23条第4項</u> .....	..... <u>法第23条第3項</u> .....

(廃止)

第2款 特定利子

(廃止)

(特定利子から除かれる外国為替の売持額に係る利子の計算)

3-2-5 規則第8条の5《特定利子の範囲》の規定を適用する場合における同条第1項第1号《特定利子の範囲》に規定する直物外国為替持高の売持額の合計額とは、当該事業年度に属する各日のうちに直物外国為替持高の売持額が生ずる日がある場合の当該売持額を合計した金額をいい、当該各日のうちに直物外国為替持高の売持額が生ずる日と買持額（同号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）が生ずる日とがある場合であっても、当該売持額と買持額を通算しないことに留意する。

(廃止)

(金融及び保険業を主として営む法人の判定)

3-2-5の2 令第22条第3項第2号ロ及び第3号ロ《特定利子》の金融及び保険業を主として営む法人には、政府金融機関及び政府出資機関でその設立根拠法、定款、業務案内書等からみて融資の業務を行っていることが明らかかなものが含まれるものとする。

(廃止)

(特定利子にならない債券募集金の利息)

3-2-6 金融機関が募集の方法により債券を発行する場合において、その払込期日前に受け入れたいわゆる債券募集金に対して支払う利息の額は、令第22条第3項《特定利子》に規定する特定利子に該当しないことに留意する。

(廃止)

(証書貸付けの意義)

3-2-7 令第22条第3項第2号ロ《特定利子である長期借入金の利子》に規定する「証書貸付け」とは、借用証書を差し入れさせてする貸付けをいう

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p>	<p>のであるから、いわゆる手形併用証書貸付けもこれに含まれるが、手形による貸付けでこれを切替継続することについて念書、差入書等を徴して行ういわゆる証書併用手形貸付けは、証書貸付けに該当しないことに留意する。</p> <p>(限度貸付契約証書による借入金)</p> <p>3-2-8 令第22条第3項第2号ロ《特定利子である長期借入金の利子》に規定する「長期借入金(証書貸付けによるもの……)」には、限度貸付契約証書による借入金は含まれないのであるが、当該借入金について債務承認証書を取り交わしたときは、当該借入金は、証書貸付けによる借入金に該当することに留意する。この場合において、返済期限が3年以上であるかどうかは、当該承認証書の日付の日をその計算の始期として判定する。</p> <p>(注) 限度貸付契約証書による借入金とは、借入れの当初に限度貸付契約証書を取り交わして一定額の借入金の枠を設け、手形又は現金の方法により逐次分割して融資を受けたのち、その借入金の合計額が限度額に達したときに債務承認証書を取り交わす方法による借入金をいう。</p> <p>(返済期限の判定)</p> <p>3-2-9 令第22条第3項第2号ロ《特定利子である長期借入金の利子》に規定する「証書に記載された返済期限が3年以上」であるかどうかは、次に掲げる場合には、次による。</p> <p>(1) 借入金につき年賦償還により返済するような場合には、借入れの日から最終返済期限までの期間による。</p> <p>(2) 借入れが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの借入金ごとに返済期限が定められているときは、そのそれぞれの借入金</p>
<p>(廃止)</p>	

第2款 控除する負債の利子の計算

(総資産の帳簿価額の計算)

- 3-2-5 .....
- ..... (以下3-2-7までにおいて.....)
- (1) .....
  - (2) .....
  - (3) .....
  - (4) .....
  - (5) .....
  - (6) .....
  - (7) .....

(廃止)

(受取手形を担保として借り入れた負債の利子)

3-2-10 取引の対価として受け取った手形の割引料は、特定利子に該当するが、当該受取手形を割り引かないで担保に提供して借り入れた負債の利子は、これに該当しないものとする。

(廃止)

(荷為替手形の割引料等)

3-2-11 荷為替手形のように取引の対価を取り立てる手段として自己の振り出した手形の割引料は、令第22条第3項第3号八《特定利子である手形の割引料》に掲げる割引料に含まれることに留意する。

第3款 控除する負債の利子の計算

(総資産の帳簿価額の計算)

- 3-2-12 .....
- ..... (以下3-2-12の3までにおいて.....)
- (1) .....
  - (2) .....
  - (3) .....
  - (4) .....
  - (5) .....
  - (6) .....
  - (7) .....

額につきその借入れの日からそれぞれの返済期限までの期間による。

(3) 借入れが一定の期間内に分割して行われている場合において、それぞれの借入金の返済期限がすべて同一の期日をもって定められているときは、それぞれの借入れの日からその返済期限までの期間による。

改 正 後	改 正 前
<p>(8) <u>自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)  <u>3-2-6</u> .....</p> <p>(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)  <u>3-2-7</u> .....</p> <p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)  <u>3-2-8</u> <u>令第22条第1項第2号《連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等の帳簿価額》に規定する「連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資」若しくは「証券投資信託の受益証券」又は同条第2項第2号《関係法人株式等の帳簿価額》に規定する「関係法人株式等」には、配当等の有無にかかわらずすべてのものが含まれることに留意する。ただし、信用取引により買い付けた株式で、その決済が未了のものはこれに含めないことができる。</u></p> <p>(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使があった場合の取扱い)  <u>3-2-9</u> <u>新株予約権付社債に係る新株予約権の行使があった場合において、商法第341条ノ3第1項の規定により、当該新株予約権付社債の発行に際し当該新株予約権の行使があった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日において新株の発行があったものとみなして利益の配当を</u></p>	<p>(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)  <u>3-2-12の2</u> .....</p> <p>(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)  <u>3-2-12の3</u> .....</p> <p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)  <u>3-2-13</u> <u>令第22条第1項第2号《特定株式等以外の株式等の帳簿価額》に規定する「特定株式等以外の株式及び出資」若しくは「証券投資信託の受益証券」又は同条第2項第2号《特定株式等の帳簿価額》に規定する「特定株式等」には、配当等の有無にかかわらずすべてのものが含まれることに留意する。ただし、信用取引により買い付けた株式で、その決済が未了のものはこれに含めないことができる。</u></p> <p>(転換社債の転換があった場合の取扱い)  <u>3-2-14</u> <u>転換社債について転換があった場合において、商法第222条ノ6ただし書の規定により、当該転換社債の発行法人の定款においてその転換の請求があった日の属する事業年度又はその直前の事業年度の終了の日に転換があったものとみなして利益の配当を計算することとしているときにおけ</u></p>



計算する旨を決議しているときにおける令第22条第1項《株式等に係る負債の利子の額》の規定の適用については、その新株の発行があったものとみなされた事業年度終了の日（その日が当該新株予約権付社債の取得の日前である場合には、その取得の日）において株式の取得があったものとして取り扱う。

（廃止）

（廃止）

（連結法人に係る社債発行差金の計算）

3-2-10 法人の当該事業年度において支払う負債の利子が令第21条第1項《負債の利子に準ずるもの》に規定する社債発行差金である場合で、当該社債発行差金に係る社債の一部を法第23条第4項《負債の利子の控除》に規定する連結法人が有しているときの同項の規定により負債の利子から除かれる社債発行差金の額は、当該事業年度の損金の額に算入される社債発行差金の償却費のうち当該連結法人が当該事業年度の期間内において有していた社債の額及びその有していた期間に対応する額として計算した金額によるものとする。

る令第22条第1項《株式等に係る負債の利子の額》の規定の適用については、その転換があったものとみなされた事業年度終了の日（その日が当該転換社債の取得の日前である場合には、その取得の日）において株式の取得があったものとして取り扱う。

（新株引受権付社債に係る新株引受権の行使があった場合の取扱い）

3-2-14の2 3-2-14は、新株引受権付社債に係る新株引受権の行使があった場合における令第22条第1項《株式等に係る負債の利子の額》の規定の適用について準用する。

（特定利子の元本たる負債）

3-2-15 令第22条第1項第1号《総資産の帳簿価額》に規定する「特定利子の元本である負債の額」には、当該事業年度において利払期が到来しない等のため利子の支払がない負債であっても、その利子が特定利子に該当するときは、その負債の額が含まれることに留意する。

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p>(連結法人間の負債利子の元本たる負債の額)</p> <p>3-2-11 <u>令第22条第1項第1号ホ《総資産の帳簿価額》に規定する「負債の利子の元本である負債の額」には、当該事業年度において利払期が到来しない等のため利子の支払がない負債であっても、その利子が法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子に該当するときは、その負債の額が含まれることに留意する。</u></p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3-2-12 <u>令第22条第3項</u>.....  .....平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度.....</p> <p>(負債利子控除割合の計算)</p> <p>3-2-13 <u>令第22条第3項</u>.....  .....(以下3-2-14において.....)</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3-2-14 .....</p>	<p>(新設)</p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3-2-16 <u>令第22条第4項</u>.....  .....平成10年4月1日から平成12年3月31日まで(平成10年改正令(法人税法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第105号)をいう。)附則第3条の規定により読み替えて適用される場合には平成元年4月1日から平成3年3月31日まで)の間に開始した各事業年度.....</p> <p>(負債利子控除割合の計算)</p> <p>3-2-17 <u>令第22条第4項</u>.....  .....(以下3-2-18において.....)</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3-2-18 .....</p>